

吉見町建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が締結する次の各号に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- 一 建設工事の請負の契約
- 二 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務(以下「設計・調査・測量」という。)の委託の契約
- 三 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務(以下「土木施設維持管理」という。)の委託の契約

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県内業者 埼玉県内に住所を有する業者(建設工事の請負にあつては、埼玉県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を有する業者)をいう。
- 二 県外業者 県内業者以外の業者をいう。
- 三 年度 4月1日から翌年の3月31日までをいう。

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、競争入札の参加資格に関する町長の審査(以下「資格審査」という。)を受け、吉見町競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者とする。

- 2 資格者名簿に登載された者が、次条第1号から第4号のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。
- 3 建設工事の請負において、資格者名簿に登載された者が、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。
 - 一 建設業法第3条第1項に規定する許可(以下「許可」という。)を受けていないとき。
 - 二 建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていないとき。
- 4 測量業務について、資格者名簿に登載された者が、測量法(昭和24年法律第

188号)第55条第1項の規定による登録(以下「測量業者登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について、資格者名簿に登載された者が、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(以下「建築士事務所登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

6 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、次条第1号から第4号のいずれかに該当する者がいるときは、当該経常建設共同企業体は競争入札に参加することができない。

7 資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員のうち、当該名簿に登載された業種について第3項各号のいずれかに該当する者がいるときは、当該経常建設共同企業体は当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(参加資格を受けることができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、参加資格を受けることができない。

一 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

二 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、町の一般競争入札に参加させないこととされた者

三 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項に該当する者

四 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により町の指名競争入札に参加させないこととされた者

五 建設工事の請負に関し次のいずれかに該当する者

ア 申請する業種の許可を受けていない者

イ 申請する業種で、町長が別に定める日を審査基準日とする経営事項審査を受けていない者

六 設計・調査・測量の業務委託に関し次のいずれかに該当する者

ア 測量業務で測量業者登録を受けていない者

イ 建築関連コンサルタント業務で、建築士事務所登録を受けていない者

(資格審査の実施)

第5条 資格審査は、隔年度に1回実施するものとする。ただし、町長が必要と認める場合は、当該資格審査を実施する年度の翌年度においても実施することができるものとし、特別な理由がある場合において、別にその実施期間について町長の指定を受けた者は、当該指定期間に行うものとする。

2 建設工事の請負に係る資格審査を受けることのできる業種の数、5以内とする。

(資格審査申請書及び添付書類)

第6条 資格審査を受けようとする者は、申請の区分に応じて別表1に掲げる資格審査申請書を町長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請の区分に応じて別表2に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、県内業者で埼玉県との合同受付において申請書を提出する場合は、この限りではない。

3 前項のただし書きの規定により申請書を提出する者は、埼玉県との合同受付の要領によるものとする。

(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者(資格審査を申請した者を含む。)の代理人は、次のとおりとする。

一 建設工事の請負に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は1業種につき1人とする。

イ 資格審査を受けようとする業種について許可を受けている営業所に置くこと。

ウ 主たる営業所において許可を受けていない業種については、許可を受けている営業所に置くこと。

二 設計・調査・測量に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は1業務につき1人とする。

イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店で測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店で建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

三 土木施設維持管理に係る代理人

代理人の数は1人とする。

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事の請負については、平成6年建設省告示第1461号第1に定める項目(ただし、同告示中「建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査の申請をする日の直前の営業年度の終了日」とあるのは「町長が定める日」と、「審査基準日」とあるのは「資格審査基準日」と読み替えるものとする。)町及び

他の工事の 施工実績を審査し、それぞれ A 級、B 級及び C 級の 3 級に区分して格付けを行うものとする。

2 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

- 一 町長が定める日の直前 2 年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高
- 二 町長が定める日における自己資本額
- 三 町長が定める日における職員数

(資格者名簿への登載)

第 9 条 町長は、前条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(参加資格の有効期間)

第 10 条 第 5 条第 1 項の規定による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した年度の翌年度の初日から起算して 2 年間とする。

2 第 5 条第 1 項ただし書の規定により資格審査を受けた者については、町長が別に定める日から第 5 条第 1 項の規定による直前の資格審査を受けた者に係る資格審査の有効期限の末日までとする。

(変更届の提出)

第 11 条 資格審査を申請した者は、次に掲げる申請者に係る事項について変更（代理人の新設を含む。以下同じ。）があったときは、直ちに競争入札参加資格変更届に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 所在地（主たる営業所の所在地を含む。） 電話番号又はファクシミリ番号
- 三 法人の代表者
- 四 事業主又は法人の代表者の氏名
- 五 代理人
- 六 代理人を置く営業所の所在地、電話番号又はファクシミリ番号
- 七 代理人の役職名又は氏名
- 八 許可番号又は許可区分
- 九 許可若しくは登録の有無、許可業種又は登録部門
- 十 中小企業等協同組合等にあつてはその役員又は組合員
- 十一 資本金
- 十二 代表者印又は代理人使用印
- 十三 技術職員数

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により町長に届け出なければならない。

- 一 第4条第1号から第4号のいずれかに該当する者となったとき。
- 二 事業主が死亡（法人においては解散）したとき。
- 三 営業停止命令を受けたとき。
- 四 営業の休止、再開又は廃止したとき。
- 五 金融機関に取引を停止されたとき。

（参加資格の承継）

第12条 相続、合併又は営業譲渡により、資格審査を申請した者から当該営業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しようとするときは、競争入札参加資格承継申請書に係る書類を添えて、営業の一切を承継した日から90日以内に町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項による申請があったときは、当該申請の内容について審査を行い、その承継を認めることができる。

（資格者名簿からの抹消）

第13条 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- 一 第4条第1号から第4号のいずれかに該当する者となったとき。
 - 二 事業主が死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。
 - 三 金融機関に取引を停止されたとき。
- 2 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。
 - 一 第11条第1項又は第2項（第3号及び第4号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。
 - 二 第6条第1項の申請書、第11条の規定による届出書、第15条第4項の規定による申請書又はそれぞれの添付書類の記載事項が虚偽であったとき。
 - 3 町長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。
 - 一 建設工事の請負にあっては、当該名簿に登載されている業種についての許可を受けていない者となってから新たに許可を受けることなく90日を経過したとき。
 - 二 測量業務にあっては、測量業者登録を受けていない者となってから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - 三 建築関連コンサルタント業務にあっては、建築士事務所登録を受けていない者となってから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。
 - 四 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。
 - 4 町長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体の構成員が、第1項若しくは

第2項の規定に該当したときは、その経常建設共同企業体を当該名簿から抹消するものとする。

5 町長は、資格者名簿に登載された経常建設共同企業体が次の各号のいずれかに該当するときは、その経常建設共同企業体を当該業種について当該名簿から抹消するものとする。

一 資格者名簿に登載されている業種について、その構成員が第3項の規定により当該名簿から抹消されたとき。

二 資格者名簿に登載されている業種について、経常建設共同企業体が当該名簿からの抹消を申し出たとき。

三 資格者名簿に登載されている業種について、構成員の級別格付が同級又は1級差でなくなったとき。

(建設工事の請負に係る発注標準額)

第14条 建設工事の請負に係る競争入札に参加させることができる者は、別表3の右欄に掲げる建設工事の金額に応じ、それぞれ左欄に掲げる級の区分に格付けされた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、別表4の左欄に掲げる建設工事について、それぞれ同表の右欄に掲げる級の区分に格付けされた者を競争入札に参加させることができるものとする。

3 特別の技術を要する建設工事、小規模な修繕工事、緊急を要する補修又は災害復旧工事及びその他特別な理由のある工事は、前2項の規定によらないことができるものとする。

(経常建設共同企業体)

第15条 経常建設共同企業体は、次に掲げる要件をすべて満たす場合でなければ資格審査を受けることができないものとする。

一 構成員の数が3以内であること

二 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが資格者名簿に登載されている(最上級に格付けられている場合を除く。)こと。

三 資格審査を受けようとする業種について、構成員のすべてが数年以上の営業の年数、元請としての一定以上の実績及び技術者を有すること。

四 資格審査を受けようとする業種について、構成員の級別格付が同級又は1級差であること。

五 資格審査を受けようとする業種について、経常建設共同企業体としての級別格付が、構成員各個の格付より上位となること。

六 構成員のすべてが中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条の要件を満たす中小企業であること。

- 2 構成員は、同一の業種について他の経常建設共同企業体の構成員になれないものとする。
- 3 中小企業等協同組合等は、経常建設共同企業体の構成員になれないものとする。
- 4 資格審査を受けようとする経常建設共同企業体は、次に掲げる書類を添えて経常建設共同企業体入札参加資格審査申請書を町長が別に定める期間内に提出しなければならない。
 - 一 経常建設共同企業体協定書
 - 二 経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書
 - 三 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- 5 経常建設共同企業体の構成員が、第7条の1に規定する代理人を置いているときは、その代理人と同一人を経常建設共同企業体に係る代理人とし、委任状（経常建設共同企業体）を前項の申請書に添付しなければならない。
- 6 前項の規定は、経常建設共同企業体の構成員が、代理人を変更したときに準用する。この場合において、同項中「前項の申請書に添付」とあるのは、「添付して競争入札参加資格変更届を提出」と読み替えるものとする。
- 7 第5条第1項、第8条第1項、第9条、第10条及び第14条の規定は経常建設共同企業体について準用する。

（資料提出等の請求）

第16条 町長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、資格申請を申請した者に対し、その都度、資料の請求若しくは提示又は説明を求めることができる。

（委任）

第17条 この要綱に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

申請の区分	申請書
建設工事請負	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報、基本個別情報） 建設工事請負（共通・個別情報）
設計・調査・測量	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報、基本個別情報） 設計・調査・測量（共通情報、個別情報）
土木施設維持管理	競争入札参加資格審査申請書（基本共通情報、基本個別情報） 土木施設維持管理（共通情報、個別情報）

別表 2

添付書類	申請の区分	建設工事請負	設計・調査・測量	土木施設維持管理
商業登記簿謄本（法人に限る。）				
身分（元）証明書及び住民票（個人に限る。）				
委任状（代理人を置く場合に限る。）				
建設業許可通知書（許可証明書）の写し				
登録通知書（登録証明書）の写し				
総合評定値通知書の写し				
工事経歴書				
業務経歴書				
技術職員名簿				
建設業退職金共済事業加入の履行証明書の写し				
建設業労働災害防止協会加入証明書の写し				
役員名簿及び組合員名簿（中小企業等協同組合等に限る。）				
納税証明書の写し				
電算入力票				

別表 3

級の区分	発注標準額					
	土木工事	建築工事	ほ装工事	電気工事	管工事	その他の建設工事
A 級	2,500 万円以上	5,000 万円以上	1,000 万円以上	3,000 万円以上	2,500 万円以上	その都度町長が定める。
B 級	1,000 万円以上 2,500 万円未満	1,000 万円以上 5,000 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円以上 3,000 万円未満	1,000 万円以上 2,500 万円未満	同上
C 級	1,000 万円未満	1,000 万円未満	500 万円未満	1,000 万円未満	1,000 万円未満	同上

別表 4

建設工事	級の区分
A 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	B 級
B 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	A 級又は C 級
C 級に格付けされた者を参加させるべき建設工事	B 級